

## ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

### 【単 体】

〔農業協同組合法施行規則 第204条第1項 より〕		〔記載項目〕
イ	組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
	(1) 業務の運営の組織	I-3①
	(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
	(3) 事務所の名称及び所在地	I-3⑥
	(4) 当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する次に掲げる事項	I-3⑦
	(i) 当該特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地	
	(ii) 当該特定信用事業代理業者が当該組合のために特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	
ロ	組合の主要な業務の内容	I-2
ハ	組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
	(1) 直近の事業年度における事業の概況	II-1
	(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	II-2
	(i) 経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
	(ii) 経常利益又は経常損失	
	(iii) 当期剰余金又は当期損失金	
	(iv) 出資金及び出資口数	
	(v) 純資産額	
	(vi) 総資産額	
	(vii) 貯金等残高	
	(viii) 貸出金残高	
	(ix) 有価証券残高	
	(x) 単体自己資本比率	
	(xi) 農協法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
	(xii) 職員数	
	(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第4の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項	III-2,3,4,7
〔別表第4〕		
項 目	記 載 事 項	
主要な業務の状況を示す指標	1 事業粗利益及び事業粗利益率	
	2 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	
	3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
	4 受取利息及び支払利息の増減	
	5 総資産経常利益率及び資本経常利益率	
	6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
貯金に関する指標	1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
	2 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
貸出金等に関する指標	1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残	
	2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
	3 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
	4 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
	5 主要な農業関係の貸出実績	
	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
	7 貯貸率の期末値及び期中平均値	

有価証券に関する事項	1 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平
	2 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国国債及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高
	3 有価証券の種類別の平均残高
	4 貯証率の期末値及び期中平均値

ニ 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

- |  |     |
|--|-----|
| (1) リスク管理の体制   | I-5 |
| (2) 法令遵守の体制  | I-5 |
| (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況  | I-4 |
| (4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれお次に定める事項   | I-5 |
| (i) 指定信用事業等紛争解決機関(法第92条の8第1項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この(4)において同じ。)が存在する場合<br>当該組合が法第11条の77第1項第1号に定める手続き実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称 |     |
| (ii) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合<br>当該組合の法第11条の7第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容  |     |

ホ 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書   | III-3  |
| (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額  | III-5  |
| (i) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金 |        |
| (ii) 延滞債権(未収利息不計上貸出金であって、(i)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外ものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金  |        |
| (iii) 3か月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金((i)及び(ii)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金   |        |
| (iv) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((i)から(iii)までに掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金   |        |
| (3) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額(※当JAは該当無し)   | 該当なし   |
| (4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項   | III-6  |
| (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益  | III-8  |
| (i) 有価証券  |        |
| (ii) 金銭の信託  |        |
| (iii) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。)(※当JAは該当無し)   |        |
| (iv) 金融等デリバティブ取引(※当JAは該当無し)   |        |
| (v) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(※当JAは該当無し)   |        |
| (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額  | III-9  |
| (7) 貸出金償却の額   | III-10 |

[金融庁告示 農林水産省告示 第四号(平成19年3月23日)に規定する「自己資本の充実の状況」第2条より]

[記載項目]

1. 定性的な開示事項

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| 一 自己資本調達手段の概要            | I-6② |
| 二 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | I-6② |

三	信用リスクに関する次に掲げる事項	
イ	リスク管理の方針及び手続の概要	I-5①
ロ	標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	V-3①
	(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む)	
	(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
四	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
五	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
六	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	V-6
七	オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	I-5④
イ	リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ	オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
八	農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第1条の6第5項第3号に掲げる出資その他これに類するエクスポージャー(以下「出資等」という。)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
九	金利リスクに関する次に掲げる事項	V-8①
イ	リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ	組合が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
2.	定量的な開示事項	
一	自己資本の構成に関する次に掲げる事項	V-1
イ	基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	
	(1) 出資金、回転出資金及び資本準備金	
	(2) 利益剰余金	
	(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの	
	(4) 自己資本比率告示第4条第1項第1号から第3号までの規定により基本的項目から控除した額	
	(5) 自己資本比率告示第4条第1項第4号の規定により基本的項目から控除した額	
ロ	自己資本比率告示第5条に定める補完的項目の額	
ハ	自己資本比率告示第6条に定める控除項目の額	
ニ	自己資本の額	
二	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	V-2
イ	信用リスクに対する所要自己資本の額(ロ及びハの額を除く。)及びこのうち次に掲げ	
	(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	
ニ	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額	
	(1) 基礎的手法	
ホ	単体自己資本比率及び自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	
ヘ	自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額	
三	信用リスクに関する次に掲げる事項	V-3②~⑤
イ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	
ロ	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
	(1) 地域別	(省略)
	(2) 業種別又は取引相手の別	
	(3) 残存期間別	
ハ	3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
	(1) 地域別	
	(2) 業種別	

ニ	一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)	
	(1) 地域別	
	(2) 業種別又は取引相手の別	
ホ	業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	
ヘ	標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第6条第1項第2号及び第5号(自己資本比率告示第101条及び第110条第1項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額	
四	信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	V-4②
イ	標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額	
	(1) 適格金	
ロ	標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額	
五	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	V-5
六	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	V-6
七	出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	V-②~⑤
イ	貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	
	(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」)	
	(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	
ロ	出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
ハ	貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	
ニ	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
八	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	(省略)
九	金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	V-8

## 【連結】

〔農業協同組合法施行規則 第205条第1項より〕		〔記載項目〕
イ	組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
	(1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	IV-1(1)
	(2) 組合の子会社等に関する次に掲げる事項	IV-1(2)
	(i) 名称	
	(ii) 主たる営業所又は事務所の所在地	
	(iii) 資本金又は出資金	
	(iv) 事業の内容	
	(v) 設立年月日	
	(vi) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
	(vii) 組合の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
ロ	組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの	
	(1) 直近の事業年度における事業の概況	VI-2
	(2) 直近の5連結会計年度(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書の作成に係る期間をいう、以下同じ)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	VI-6
	(i) 経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
	(ii) 経常利益又は経常損失	
	(iii) 当期利益又は当期損失	
	(iv) 純資産額	
	(v) 総資産額	
	(vi) 連結自己資本比率	

<p>ハ 組合及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの</p> <p>(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 VI-3</p> <p>(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 VI-4</p> <p>(i) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p>(ii) 延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(iii) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</p> <p>(3) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項 VI-8</p> <p>(4) 当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益(事業収益)の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。) VI-7</p>	
<p>[金融庁告示 農林水産省告示 第四号(平成19年3月23日)に規定する「自己資本の充実の状況」第3条より]</p>	<p>[記載項目]</p>
<p>1. 定性的な開示事項</p> <p>一 連結の範囲に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 自己資本比率告示第11条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点</p> <p>ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容</p> <p>ハ 自己資本比率告示第14条第1項第2号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容</p> <p>ニ 自己資本比率告示第15条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容</p> <p>ホ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の45第1項に規定する会社のうち同項第1号に掲げる業務を営むもの又は同法第11条の47第1項第5号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの若しくは同項第6号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容</p> <p>ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要</p> <p>二 自己資本調達手段の概要</p> <p>三 自己資本調達手段の概要 VI-8</p> <p>四 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 VI-8</p> <p>四 信用リスクに関する次に掲げる事項 VI-8(3)①</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)</p> <p>(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 VI-8(4)①</p> <p>六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 VI-8(5)</p> <p>七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項□ □ □ VI-8(6)</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)</p> <p>八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項 VI-8(7)</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称</p>	

九	出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-8(8)①
十	金利リスクに関する次に掲げる事項	VI-8(9)①
	イ リスク管理の方針及び手続の概要	
	ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
2.	定量的な開示事項	
一	自己資本比率告示第14条第1項第2号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-8(1)
二	自己資本の構成に関する次に掲げる事項	VI-8(1)
	イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	
	(1) 出資金、回転出資金及び資本剰余金	
	(2) 利益剰余金	
	(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額	
	(4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの	
	(5) 自己資本比率告示第12条第1項第1号から第5号までの規定により基本的項目から控除した額	
	(6) 自己資本比率告示第12条第1項第6号の規定により基本的項目から控除した額	
	ロ 自己資本比率告示第13条に定める補完的項目の額	
	ハ 自己資本比率告示第14条に定める控除項目の額	
	ニ 自己資本の額	
三	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	VI-8(2)
	イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
	(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	
	ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	
	(1) 基礎的手法	
	ホ 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第10条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	
	ヘ 自己資本比率告示第十条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額	
四	信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	VI-8(3)②~⑤
	イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	
	ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
	(1) 地域別	(省略)
	(2) 業種別又は取引相手の別	
	(3) 残存期間別	
	ハ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
	(1) 地域別	
	(2) 業種別又は取引相手の別	
	ニ 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	
	(1) 地域別	
	(2) 業種別又は取引相手の別	
	ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	
	ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第14条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第101条及び第110条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	

五	信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	VI-8(4)②
	イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額	
	(1) 適格金融資産担保	
	ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額	
六	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-8(5)
七	証券化エクスポージャーに関する事項	VI-8(6)
八	出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	VI-8(8)②~⑤
	イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	
	(1) 上場株式等エクスポージャー	
	(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	
	ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
	ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	
	ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	
	ホ 自己資本比率告示附則第11条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	
九	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	省略
十	金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	VI-8(9)②